



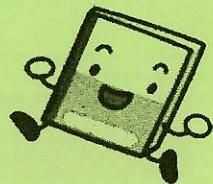
成年後見制度研修会

将来、認知症などで判断能力が低下したときに助けとなる成年後見制度について学びましょう。人生の最期を安心して迎えられるよう、今から終活を始めるきっかけにもなります。みなさんの参加をお待ちしております。

日 時：3月19日（水）午後2時～3時（受付 午後1時30分～）

場 所：長瀬町役場 3階 大会議室

内 容：「司法書士から見た終活と成年後見制度」

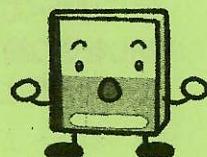


講師：司法書士・行政書士嶋村佳織事務所 嶋村 佳織 氏

★終了後に2組の個別相談に応じます。必要な方はご連絡ください。

申込み：3月14日（金）までに地域包括支援センター

（66-3111内線143）へお申込みください。



☆発熱等の体調不良がある場合は、参加をご遠慮ください。

？成年後見制度とは

判断能力が十分でない方が「契約」をしたり「財産管理」をしたりすることが困難な場合に本人に不利益が生じないよう支援する人を設ける制度です。例えば…

親が認知症になり
通帳や年金の管理
ができるか心配…

障がいのある子を
見守る家族が
いなくなったあと
の暮らしが心配…

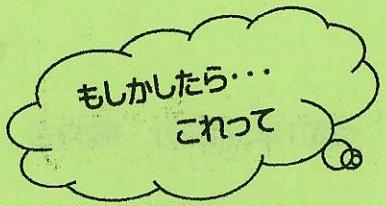
頼れる親族がいない
ためこれから的生活
が心配…

一人暮らしの親が
訪問販売や悪徳商法
の被害に遭わないか
心配…

町では、成年後見制度の利用を促進する中核機関として、長瀬町成年後見センターを、
地域包括支援センター内に設置しています。

住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、成年後見制度の相談や制度の利用支援などを
行います。相談は無料です。秘密は守られますので、お気軽にご相談ください。





高齢者虐待

身体的虐待

- ・たたく、蹴る、つねる
- ・リハビリの強要

心理的虐待

- ・怒鳴る、無視する
- ・子ども扱いする

介護・世話の放棄・放任

- ・オムツ交換されてない
- ・食事を与えない

経済的虐待

- ・必要なお金を渡さない
- ・必要なサービス費を支払わない

性的虐待

- ・裸や下着のままで放置する
- ・人前で排泄や着替えをさせる

高齢者虐待のサイン

高齢者の様子

- ・不自然なあざ、傷がある
- ・着替えをしていない
- ・体臭・尿臭などの異臭がある
- ・家に居たくない、帰りたくないと話す
- ・話しを取り繕うなど態度を変える
- ・他者との関わりを拒む

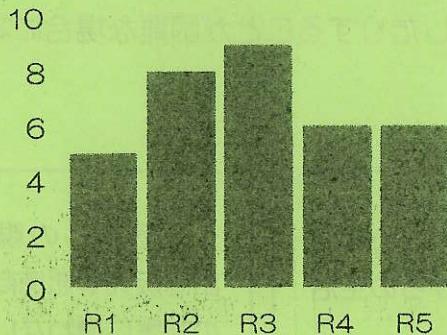
養護者の様子

- ・介護に疲れた発言や表情がある
- ・高齢者に乱暴な言葉づかいをしたり馬鹿にした態度をする
- ・本人に会わせようとしない
- ・他者の関わりを拒む

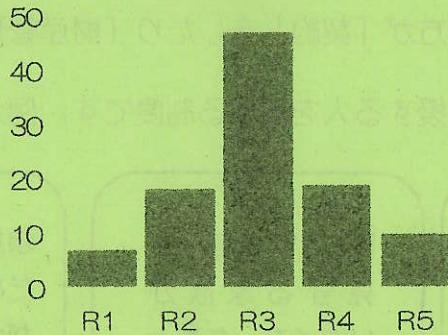
データで見る介護保険 ④

長瀬町における高齢者虐待相談の件数

相談実人数



相談延人数



「高齢者虐待」は、虐待をしている人に自覚があるとは限りません。高齢者が危険な状態に陥っていても、虐待の自覚がないことが多いのも特徴です。高齢者虐待は誰の身近にも起こりうる問題です。もしかして…と思ったら、地域包括支援センターにご相談ください。

高齢者の方の相談・掲載内容の問合せ先

長瀬町地域包括支援センター 電話 66-3111（内線142/143）
FAX 66-3564

